

令和 2 年 1 2 月佐川町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 令和 2 年 1 2 月 4 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和 2 年 1 2 月 4 日 午前 9 時宣告

開 議 令和 2 年 1 2 月 4 日 午前 9 時宣告（第 1 日）

応 招 議 員	1 番	橋元	陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森	勝仁
	4 番	下川	芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田	昌平
	7 番	森	正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦	隆起
	1 0 番	岡村	統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田	耕朗
	1 3 番	西村	清勇	1 4 番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	橋元	陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森	勝仁
	4 番	下川	芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田	昌平
	7 番	森	正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦	隆起
	1 0 番	岡村	統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田	耕朗
	1 3 番	西村	清勇	1 4 番	藤原 健祐			

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	町 民 課 長	和田 強
副 町 長	中澤 一眞	病院事務局長	渡辺 公平
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	真辺 美紀	教 育 次 長	吉野 広昭
総 務 課 長	麻田 正志	産業振興課長	森田 修弘
チーム佐川推進課長	田村 正和	建 設 課 長	池内 伸雄
税 務 課 長	田村 秀明		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 片岡 雄司

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
1 番 橋元 陽一 2 番 宮崎知恵子

令和2年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和2年12月4日 午前9時開議

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4		行政報告
日程第5		陳情について
日程第6	議案第76号	令和2年度佐川町一般会計補正予算（第5号）
日程第7	議案第77号	令和2年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第8	議案第78号	令和2年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第79号	令和2年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第80号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第81号	佐川町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第82号	佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第83号	佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第84号	佐川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営

		に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 8 5 号	佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 8 6 号	佐川町庄田大奈路地区飲料水供給施設新設事業分担金徴収条例の制定について
日程第 17	議案第 8 7 号	物品購入契約の締結について
日程第 18	議案第 8 8 号	物品購入契約の締結について

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから令和2年12月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、1番、橋元陽一君、2番、宮崎知恵子君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。12月定例会の会期及び運営につきまして、11月30日に議会運営委員会を開催し審議した結果を報告します。

本日12月4日を開会日とし、議案の上程、説明までとし、終了後、常任委員会を開きます。5日土曜日、6日日曜日は休会とします。7日月曜日は一般質問を行います。8日火曜日は一般質問と常任委員会審査報告を行います。9日水曜日午前中は休会とし、議員全員協議会を開きます。午後から本会議を開催し、議案質疑、討論、採決等を行い閉会とします。

本定例会の会期は、12月4日から9日までの6日間に決定しましたので報告します。

なお、運営については議長に一任いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から9日までの6日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9日までの6日間に決定をしました。

日程第2、諸般の報告を行います。

訂正します、日程第3、諸般の報告を行います。

9月定例会の重立ったものについて報告します。

9月18日、令和2年度第3回日高村佐川町学校組合議会が開催され、出席しました。

提出されました議案は令和元年度日高村佐川町学校組合一般会計歳入歳出決算の認定を初め5件の議案が提出され、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

10月10日、県選出国會議員と町村長町村議会議長との意見交換会が高知県自治会館で開催され、町長とともに出席してまいりました。町村の抱える諸問題を国會議員に伝え、地方自治体の置かれている立場をとともに考える機会となりました。各町村の意見の中には防災減災対策や、現在のコロナ禍による地域の経済不況に対する国の支援策について、意見、要望が出され議論されました。今回、提案された意見、要望について真摯に答えるべく職責を果たしていただけるものと受け取りました。

10月22日、令和2年度トップセミナーが県民文化ホールで開催され、副議長、事務局長と出席いたしました。講演では株式会社日本総合研究所上席主任研究員、藤波匠氏による「人口減は地方を強くする」と題した講演を拝聴してまいりました。我が国の人口動態を見据え、今後予測される人口減少の幅をにらみながら変えていくべき社会の工夫が盛り込まれた内容の講演でした。

10月27日、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会よりご案内を受け、町長とともに国土交通省四国地方整備局へ要望活動を行ってまいりました。喫緊の課題となっている交通混雑の緩和などを初め、道路、幹線ネットワークの整備及び、道路防災対策、安全対策整備を推進することなどを要望してまいりました。

11月1日、高知県戦没者追悼式が県民文化ホールで開催され、出席いたしました。

11月27日、高知県町村議会議長会及びこうち人づくり広域連合同主催による議員行政実務研修がいの町役場で開催され、議員の皆様と出席しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場が数カ所にわけられ、ソーシャルディスタンスを考慮したリモートによる開催となりました。講師は立命館大学政策科学部教授である森裕之氏で、「自治体財政の知識を取得する」と題して、自治体の財政について多角的な見地からわかりやすく説明をいただき研修を受けました。

11月30日、高吾北広域町村事務組合議会第4回定例会が招集さ

れ、事務局より報告を受けました。提出されました議案は条例案 2 件、令和 2 年度高吾北広域町村事務組合一般会計及び特別会計補正予算案 4 件でありました。全ての議案が原案のとおり可決されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方のご出席をいただき、令和 2 年 12 月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営につきましてご指導、ご協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

初めに、新たな管理型産業廃棄物最終処分場建設に伴う地域住民の不安解消のための取り組み及び地域振興に寄与する事業に関する県との協定について報告いたします。

昨年 7 月 2 日に締結した確認書に基づき、これまで 1 年 5 カ月にわたり、地域住民の不安解消のための取り組みと地域振興に寄与する事業について取りまとめを行ってまいりました。加茂地区で子供や若者たちが、将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させるために、地域住民の皆さんの不安な気持ちや要望に耳を傾け、また町からも町道の整備を初めとする振興策の具体的な内容について提案し、協議をしてまいりました。住民説明会、個別の打合せ、現地での立会いや調査などを踏まえ、11 月 15 日には地域振興策の最終案として地域住民の皆様に説明をし、ご理解をいただくことができました。

11 月 27 日には 5 回目となる高知県・佐川町連携会議を開催し、地域振興策に係る要望内容について最終の協議を行った上で、協定書の案について協議・確認を行いました。協定書案では、県として地域振興策に関する要望をすべて受け入れたうえで、その実施に必要な財源として、15 億円を限度に佐川町に交付することが明記されております。県においても新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、今後財政的には厳しくなることも想定される中、佐川町の住民の心情を理解していただいたことに感謝をしております。知事との協定書の締結は県議会終了後の 12 月末に予定しております。締結後は全体の事業スケジュールについて検討し、10 年間かけて着実に事

業を進めていきたいと考えております。

これまで、多くの地域住民の皆さんの思いを受け止め、話し合いをさせていただき、さらには議員の皆様からご指導をいただき、地域振興策の具体的な内容を取りまとめることができました。この場をお借りし、改めて地域住民の皆さんと議員の皆様にご挨拶を申し上げます。また、役場職員、県や国の関係者、その他のすべての関係者に対しましても、感謝にたえない思いであります。確認書に明記した通り、改めて加茂地区で子供や若者たちが、将来にわたって安心して、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させるよう、今後も全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、焼酎蔵他歴史的風致建造物の事業化検討に係る事業について報告いたします。当委託業務につきましては、議会とも協議をさせていただいた経緯もあり、建築の構造設計に精通しており、当該業務を確実に遂行できると考えられる設計事務所2社と協議をした結果、両社とも業務を実施できることが確認できましたので、見積もりの提出を依頼した上で、高知市内の山本構造設計事務所と業務委託契約を締結いたしました。山本構造設計事務所には、東京大学生産技術研究所の腰原教授と協議・連携を図っていただき、建物の現況調査、耐震性の有無、構造補強方法などをまとめていただくこととなります。腰原教授は私の東大建築学科の同級生であることから、9月議会において一部に懸念のご意見もいただいておりますが、現在、腰原教授が引き受けられている仕事の中には、国宝である法隆寺や東大寺、広島の大分神社、国の重要文化財である明治神宮等の耐震性確保に関する調査・研究業務があり、また酒蔵につきましても出雲市の木綿街道沿いにある旧石橋酒造の酒蔵の調査・保存にも関わっているなど、文化財建造物の耐震性確保に関する技術的知見ならびに業務経験は申し分ないものと考えられます。

正式な調査結果の報告は来年3月頃になる予定ですが、先月末には山本構造設計事務所と腰原教授に現地を見ていただいた際には、出雲市の旧石橋酒造の酒蔵より状態は良く、詳細な調査は必要ではあるが、保存・活用は問題なくできるのではないかと、この感想を述べられておりました。今後、具体的な調査・検討を進めていただき、その結果を踏まえて、議会とも協議をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について報告い

たします。

佐川町社会福祉協議会が設立した「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」に関する内容について報告いたします。

基金への寄附につきましては、9月30日で一旦受け付けを終了させていただいておりますが、59件、総額562万円の寄附金が寄せられました。町民の方々からの思いのこもったご寄附につきましては、チーム佐川支えあい基金において、個人向けの支援策に活用させていただいており、コロナの影響により収入が減少した町民の方々の助けになっております。改めて感謝と御礼を申し上げます。

この基金の活用について、まず、個人向けの支援の状況を報告いたします。

「緊急小口資金」の貸付対象者に対する3万円の給付金支給につきましては、11月30日時点の給付実績は、45件、135万円となっております。また、コロナの影響を受けて、月給が3割以上、かつ、3万円以上減収した町民の方に3万円を給付する「減収応援給付金」は、10月1日から受付を開始しておりますが、11月30日の時点で、23件、69万円の給付金を支給しております。

減収応援給付金につきましては、チラシを全戸配布するとともに、商工会の加入法人へ文書を送付し、周知を図っております。申請期限は12月15日としていますが、現在の感染状況に鑑み、期限を延長することを基金の運営委員会において検討したいと考えております。該当すると思われる方は、ぜひ社会福祉協議会若しくは商工会にご相談いただきたいと思います。

次に、事業者向けの支援といたしましては、「飲食店新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン徹底給付金」と「チーム佐川公共交通応援給付金」の2つの支援策を実施いたしました。

「飲食店新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン徹底給付金」は、県が示す新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの遵守を前提に、ガイドラインの自己チェックをしていただき、チェックポイントをクリアしたうえで「新型コロナウイルス対策実施中！」のポスターを掲示していただいている飲食店の事業者に対し、一律10万円の給付金を支給するもので、申請期限の9月30日までに38件の申請を受け、給付をいたしました。

「チーム佐川公共交通応援給付金」につきましては、地域公共交通の現在及び将来にわたる安定的な運行並びに町民の日常的な移動

手段を確保することを目的に、全国ハイヤー・タクシー連合会が示す「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の基本的な対策に協力しているタクシー事業者に対し、1事業者当たり一律10万円を支給するもので、申請期限の9月30日までに6件の申請を受け、給付をいたしました。

次に、「商店街プレミアム商品券事業」について報告いたします。

プレミアム付き商品券につきましては、9月1日より11月27日までの販売期間に7,051冊、額面5,288万2,500円分が販売されました。商品券は期限付きとなっており、町内の取扱加盟店において、1月31日まで使用することができますが、使用期限を過ぎると無効となりますので、期限内にご使用いただきますようお願いいたします。

次に、さかわスタンプまつりについて報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況が続く町内の商店及び飲食店などの活性化を図るため、「さかわスタンプまつり」と題したスタンプラリーを10月17日から1月31日までの期間で実施しております。町内140の参加店舗において、税込み500円以上の買い物や飲食1回につき1個のスタンプを押してもらい、3種類のスタンプを集めて応募すると、抽選で地場産品や地元業者の取扱商品が当たります。応募締切は、第1回目は12月10日必着、第2回目は1月12日必着、第3回目は2月10日必着となっております。

このイベントにより、町内はもとより町外からの観光客の方に、佐川町内のお店を利用するきっかけとなることで、商店街の賑わいと売上げの増加につながることを期待しております。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

初めに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、地域づくりの取り組みについて報告いたします。

佐川地区を除く周辺4地区におきましては、集落活動センターを地域住民の拠点とした地域づくりを進めておりますが、本年度は、各地区ともに新型コロナウイルス感染拡大の状況から、多くのイベントの中止を余儀なくされました。そういった中でも各地域の集落活動センターでは、地域の集いやつながりが途切れることがないよう工夫して活動を続けております。10月には、昨年度まで実施して

いた事業が再度実施できるよう、高知県中山間地域新型コロナウイルス感染症対策アドバイザー事業を活用して講師をお招きし、どうしたら活動が再開できるのかを学び、実際にそれぞれの事業を実施するにあたり、注意する点や配慮する点、手を加える点などを具体的に講師に確認し、事業再開に向けて活動を始めております。

今後は、各地区で開催を予定しております「集落しあわせ会議」を通じて、皆様からでた地域づくりの意見やアイデアについて、まじめに、おもしろく、地域の方々と一緒に具体的な取り組みにつなげていきたいと考えております。

次に、「牧野富太郎生誕 160 年記念事業」について報告いたします。

日本の植物分類学の父と称される世界的な植物学者、牧野富太郎博士が佐川町に生まれて令和 4 年 4 月で 160 年を迎えることとなります。植物の研究や教育普及に多大な貢献をされた牧野博士の業績をたたえとともに、その功績を末永く語り継ぐため、生誕 160 年にあわせて、佐川町・越知町・高知県立牧野植物園が発起人となり、「牧野富太郎生誕 160 年記念事業実行委員会」を組織いたしました。9 月 14 日には、「牧野富太郎ふるさと館」において発起人会を行い、12 月 1 日には、実行委員会の設立総会を行いました。総会では、実行委員会の規約の制定と令和 4 年度までに実施する事業の骨格について承認をいただき、佐川町・越知町・牧野植物園、その他多くの実行委員会の皆様や地域の皆様と連携をしながら事業を進めていくことを確認いたしました。

次に、「さかわぐるぐるバス」について報告いたします。

地域公共交通会議の協議結果を受け、舟床・川ノ内線の経路を一部変更して、鳥の巣集落に乗り入れるなど、地域の要望や現場の意見を反映させたダイヤ改正を、10 月 1 日に行いました。

改正後は、大きな混乱もなく、順調に運行できており、乗客数の実績につきましては、8 月は、773 人、9 月は、758 人、ダイヤ改正後の 10 月は、798 人と少しずつ利用が増えてきております。

8 月から 10 月までの 1 便あたりの平均乗客数をみても 2.3 人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者の落ち込みがあった 5 月から 7 月までを 0.2 人上回っており、前年同時期の状態にまで回復しております。

年明けには、地域住民との意見交換を行わせていただくことにし

ており、引き続き皆様からのご意見をお聞きしながら、利便性を高める取り組みを進めてまいります。

次に、観光事業について報告いたします。

観光による地域づくりの目玉事業として取り組んでいる観光体験プログラム「わんさかわっしょい体験博 2020」が、年明け 1 月 16 日から 2 月 28 日までの日程で開催されます。

プログラム数は 23、定員総数は 427 人と、プログラム数、定員ともに昨年 10 月から 11 月に実施された第 1 回博覧会と同規模となっております。昨年人気のあったプログラムに加え、木を使った様々なものづくり体験や、歴史・伝統・文化を味わう佐川ならではのプログラムも多数あり、量だけでなく、質の面でも期待が膨らむ内容となっております。予約につきましては、ウェブサイト・電話ともに、12 月 13 日日曜日の正午から、開始されることとなっております。公式ガイドブックは、12 月の町広報とともに全戸配布したほか、県内全市町村にも配布し、町内外の多くの方々に、日常では味わえない佐川町の魅力を体験していただきたいと考えております。

次に、イベントについて報告いたします。

上町地区で、「さかわ酒蔵ロード劇場」が実行委員会の主催により開催されました。

今年は新型コロナウイルス感染症対策のため、事前に撮影した動画をウェブ配信する形で開催されました。今年で 13 回目となるこのイベントは、これまで 6 千人が集まる人気イベントとなっておりますが、今年は来場者の密集を避けるため、動画で楽しんでもらう形で開催されました。動画は 10 月に、2 日間かけて上町地区の 13 カ所で撮影を行い、県内アーティストの作品に加え、町内小・中・高校生の絵やイラストの投影、また音楽ユニットが演奏する様子などが見られるものとなっております。

公開は 12 月 15 日午後 5 時半までの予定です。動画配信を通じて、これまで酒蔵ロード劇場に来る機会がなかった方にも、ぜひ楽しんでいただき、佐川町を知っていただくきっかけになればと考えております。

また、この動画配信にあわせ、観光協会では 11 月 20 日から 22 日までの 3 日間、午後 5 時 30 分から 9 時まで「さかわ酒蔵ロード劇場 2020 夜カフェ&上映会」を行い、限定のスイーツでおもてなしをするなど、多くの方に楽しんでいただくことができました。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用について報告いたします。

令和2年度の職員採用につきましては、「主任介護支援専門員」、「社会福祉士」、「保健師」、「調理員」、「学芸員」の5つの職種に対し、合わせて19名の応募がありました。

採用試験を、9月26日、27日の2日間で実施した結果、佐川町職員の一員として、今後の活躍が期待される6名を採用することといたしました。なお、6名の内訳につきましては、主任介護支援専門員1名、社会福祉士1名、保健師1名、調理員2名と学芸員1名となっております。

次に、災害応急対策業務の訓練について報告いたします。

11月1日、全職員を対象として、佐川町業務継続計画に規定されている災害応急対策業務の訓練を実施いたしました。

本年度は、役場本庁舎の非構造部材等耐震改修工事を行っており、会議室などが使えないことから、災害対策本部各班に分かれ、昨年までの訓練の課題を整理するなど、それぞれの班において想定されるシナリオに基づいた訓練の実施や、拠点避難所となる小中学校の校長先生にも参加をしていただき、防災行政無線での通信訓練を実施いたしました。

拠点避難所のひとつである黒岩中学校では、新型コロナウイルスなど感染症への対応を想定し、避難・生活支援班が拠点避難所での開設から避難者受け入れまでの訓練を実施いたしました。

当日は、避難所運営マニュアルの作成に関わっていただいた地域の方々にも、訓練の様子を確認していただくなど有意義な訓練となりました。

今後におきましても、有事の際に、避難所を運営していただく地域の方々を中心に、こうした避難所運営マニュアルに基づく訓練を重ねていただき、よりスムーズな避難所の開設と安心な運営を目指してまいりたいと考えております。

次に、拠点避難所での新型コロナウイルスを含む感染症対策について報告いたします。

新型コロナウイルスなど感染症対策として拠点避難所用に不織布マスク、使い捨て手袋、アルコール消毒液、非接触型体温計、及び換気に必要な扇風機を購入いたしました。不織布マスク等の消耗品につきましては、今後、高北病院などで普段使いをしていただき、ロ

ーリングストックにより備蓄品の管理を行ってまいりたいと考えております。

また、拠点避難所での生活スペースの区割り用として、高さ 90 センチメートルの段ボールパーティションを備蓄してまいりましたが、新型コロナウイルスなど飛沫感染を防ぐため、今後、高さ 180 センチメートルのポリエチレンビニール素材のパーティションに変更することとし、購入の準備を進めており、本定例会に契約議案を提出させていただいております。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場に係る地域振興策の取りまとめについて 9 月議会以降の取り組みを報告いたします。

9 月 28 日に、長竹地区の住民に対し、公民館と公営住宅についての説明会を開催いたしました。

現在の長竹公民館については建て替え、催しの際などには、竹ノ倉・横山地区の住民も集まって一緒に利用できる広めの施設を新たに整備すること、また、若者定住策ともなる公営住宅を長竹地区に整備すること、そして、両施設の建設場所は、浸水害や土砂災害警戒区域を避け、かつ、一定の面積が確保できる、長竹地区のガソリンスタンドの近接地で、今後建設される処分場への進入道路沿いの農地を候補地とすることを提案いたしました。

参加者からは、両施設の建設について、反対のご意見はありませんでしたが、なお、自治会において候補地について長竹地区としての意見集約を行っていただくよう、お願いいたしました。

その後、10 月 9 日に長竹地区自治会長より公民館及び公営住宅の建設について「特に問題はない」との回答を頂いております。

10 月 30 日には、高知県中央西農業振興センター高吾農業改良普及所において第 4 回高知県・佐川町連携会議を開催いたしました。

当日は、周辺安全対策及び佐川町地域振興策に係る高知県の精査・検討結果と、周辺安全対策及び佐川町地域振興策に係る協定書の骨子案について協議を行いました。

高知県の精査・検討結果としましては、8 月の第 3 回連携会議において町から県に対して提出しました要望のうち、周辺安全対策の県実施分である、長竹川の河川改修については施工が必要な箇所に応じて、早期の改修の実施に向けて取り組んでいくことや、国道 33 号の整備については、国や沿線自治体と協力しながら取り組むとい

った前向きな説明がありました。

また、地域振興策のうち県実施分につきましては、早期の事業完了に向け取り組んでいくとの説明がありました。

町が実施する事業については、「既存の国等の支援制度を適用し、事業の実施にあたり必要な町負担相当分を、県から佐川町に支援する」との回答があり、地域振興策の要望箇所については、全て取り組んでいくことが確認されました。

また、協定書の骨子案につきましては、地域振興策に係る事業の実施期間を原則として、処分場建設に着手する年度から 10 年間とすることや、県から町への交付金の交付方法、対象事業について協定を結ぶことを協議・確認いたしました。

11 月 15 日には、町から県に要望する地域振興策の最終案について、加茂地区の皆様の説明するため、第 4 回地元説明会を加茂小学校体育館で午前と午後の 2 回開催いたしました。

開催にあたり、加茂地区の全ての世帯に対して、事前に説明会資料を送付したうえで、電話によるご意見等の事前聴取と、説明会当日の意見聴取を行いました。

ご意見や質問は、個別の事業についての実施時期や事業の詳細に関する内容でしたが、事業実施スケジュールについてはまだ決まっていないため、今後説明の機会を設けること、事業の実施に当たっては、関係者のご意見を伺いながら詳細な設計を行っていくことをご説明し、ご理解をいただけたものと考えております。

一方、地域振興策要望の内容については、反対のご意見はありませんでしたので、次回の県・町連携会議において、今回の説明内容を最終案として県に提出することを参加者にお伝えいたしました。

11 月 27 日には、冒頭でご説明したとおり、第 5 回の高知県・佐川町連携会議を開催いたしました。

会議では、まず、周辺安全対策として長竹川の増水対策など 17 事業、地域振興策のうち、急傾斜対策事業など県実施分として 8 事業、道の駅の整備など町実施分として 55 事業、合計 80 の事業を、最終要望として県に提出し、すべて受け入れていただきました。

次に、県から、周辺安全対策及び佐川町地域振興策に係る協定書に盛り込む内容として、次の項目が示されました。

第 1 に、周辺安全対策及び佐川町地域振興策の実施期間を令和 2 年度に着工するものを除き、令和 3 年度から 10 年間とすること。

第２に、周辺安全対策として町が実施する長竹川の町管理部分など河川の増水対策について、その事業に必要な町の実質的な負担額を県から町に交付金として交付すること。

第３に、長竹・横山・竹ノ倉地区への上水道の整備に関しては町が実施することとし、事業に必要な町の実質的な負担額を、県から町に補助金として交付すること。

第４に、地域振興策のうち県が実施する事業及び町が実施する事業に必要な町の財源として、県から町に対して１５億円を限度に交付すること。

第５に、事業区分の変更等を行う必要が生じた場合は、県と町で誠意をもって協議すること。

以上の項目を盛り込んだ協定書の案及び町の提出した最終要望につきましては、県・町とも異論はなく、原案の内容で合意いたしましたので、それぞれの議会への説明を行い、ご意見をお伺いしたうえで、１２月２５日頃をめどに協定を締結することを確認いたしました。

この協定書（案）につきましては、本議会中に町議会の皆様に、ご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、「第８期佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定状況について報告いたします。

８月６日、９月１７日、１１月２６日に介護保険運営協議会を開催し、高齢者を対象としたニーズ調査の回答の分析、前期計画の検証を行い、現在、これらに基づいた計画の素案づくりを行っております。

運営協議会の委員からは、あったかふれあいセンターや地域の支え合いを生かした佐川町らしい高齢者福祉計画となるように、との提案があったほか、介護保険事業所の現場からは、介護ヘルパーの確保や訪問看護体制の整備を課題としてあげる意見がありました。

今後２回程度の運営協議会を予定しており、委員のご意見を伺いながら、全ての町民が関わる佐川町らしい地域共生社会を目指し、計画づくりを進めてまいります。

次に、「佐川町障害者計画・第６期佐川町障害福祉計画・第２期佐川町障害児福祉計画」の策定について報告いたします。

９月３０日、１１月２５日に地域自立支援協議会を開催し、障害福祉サービスに関するアンケート調査の回答の分析、前期計画の検証を

行い、現在、これらに基づいた計画の素案づくりを行っております。

9月30日の協議会では、委員から、実効性のある計画とするため、専門部会でしっかり議論ができる体制を整えていくとともに、グループホームや日中の活動場所など、障害のある人が安心して生活できる環境整備をさらに進めていくことが必要であるといった意見が出されました。

今後、さらに地域自立支援協議会で協議をしていただきながら、町民みんなが認めあい、輝き、安心して暮らせるまちを目指して、計画づくりを進めてまいります。

次に、佐川町子ども・子育て会議について、報告いたします。

11月16日、本年度の子ども・子育て会議を開催し、昨年度策定いたしました「第2期佐川町・子ども子育て支援事業計画」に基づいて実施している事業の進捗状況を報告させていただき、委員の皆様からご意見をいただきました。

委員からは、佐川町は、多くの子ども・子育て支援事業を積極的に推進しており、また、地域組織を中心に地域で子供を育む取り組みも進んでいることから、子育てしやすいまちづくりを行っている、との意見がありました。

計画の見込み量に対して実績が伸びていない事業については、必要な家庭へ支援が届いているかとの質問があり、妊娠期から関わりを持っている「子育て世代包括支援センター」の職員が個々に必要な支援を提案したり、関係機関が連携して子育て支援を行っており、必要な家庭に支援が届いていることを説明いたしました。

保育所運営に関わる委員からは、少子化で保育所に通う児童数が少なくなっており、近い将来、町内にある7園の存続が問題になる可能性があることや、その一方で、保育士の絶対数が少なく、各園ともに恒常的な保育士不足に苦慮しているという発言がありました。また別の委員からは、今後、具体的な方策を検討していく必要があるとのご意見をいただきました。

町としましても、保育所運営の中期的な課題として認識しており、これまでも園長会などで意見交換を行ってきたところではありますが、引き続き、将来の見通しを踏まえて関係の皆様とともに協議、検討を進めてまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、道の駅基本設計業務について報告いたします。

8月に策定いたしました道の駅基本計画に基づき、佐川町を「植物が中心にある町」としてデザインし、海外を含め広く発信できる施設となるよう、設計業者の選定に当たって、公募型プロポーザルを実施いたしました。

県内2者を含め、全国から27の応募があり、期日までに26の企画提案書の提出がありました。企画提案書の選考は、書類審査による一次審査で5つの提案に絞ったうえで、11月24日には、最終選考として、一般の方にも提案を見ていただくことができるよう、プロジェクターや模型を使った公開プレゼンテーションを、桜座で開催いたしました。

選考委員長には、「まきのさんの道の駅佐川」の基本コンセプトをご提案いただきました、梅原デザイン事務所の梅原真さんをお願いし、当日の選考委員会において、最優秀者として、若竹まちづくり研究所・STUDIO YY・ワークステーション設計共同企業体を選定いたしました。

最優秀となりました共同企業体とは、本年度、基本設計業務の委託契約を結び、来年度に実施設計業務の委託契約を結ぶ予定となっております。

次に、ほ場整備事業について報告いたします。

昨年より、農地の区画整理や農道水路の整備を行う「ほ場整備事業」の実施に向け、中心的な農業の担い手がいる地域を対象に協議を行ってまいりました。

その中で、積極的に事業を検討している「市ノ瀬・市坂・馬の原・立野の各一部」の地域においては、農業者への事業説明や、地元水利組合関係者への説明会を開催して事業の周知を図るとともに、ご理解をいただくよう進めてまいりました。

10月18日には、高知県中央西農業振興センターの担当者にも同席いただき、土地所有者を対象とした説明会を開催し、その場で地元農業者に推進委員となっただく基盤整備事業推進協議会が発足いたしました。

今後は、この協議会が中心となり、土地所有者への周知を図るとともに、ほ場整備事業への理解を深めていただくことにより、事業導入への同意が得られるよう、高知県を初め、関係機関と連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、山林の集約化について報告いたします。

山林の集約化につきましては、新たに斗賀野地区東組の一部約 80 ヘクタールと尾川地区古畑の一部約 230 ヘクタールの山林所有者を対象に、森林管理のアンケート調査を実施することといたしました。東組の一部につきましては、11 月 4 日付けでアンケートを送付し、古畑の一部は年内に送付するよう準備を進めているところであります。

既にアンケートの返信をしていただいている所有者の方には、佐川町が取り組んでいる森林整備の方法や森林管理の契約について、順次説明をさせていただき、集約化を進めております。

次に、建設課の所管事項でございます。

水道事業について報告いたします。

5 カ年計画に基づき、実施しております基幹管路の耐震化工事につきましては、松崎から中本町にかけての約 400 メートル区間が、12 月末に竣工する見込みとなっております。

交通量が多い箇所での工事となり、商店のなかには、工事のため数日間休業をしていただいた店舗もあり、多くの方にはご不便、ご迷惑をお掛けいたしておりますが、「水道工事の重要性は理解しており、協力する。」といった声もいただき、順調に進めることができしております。また、上郷地区での老朽管路の布設替え工事につきましては、旧配水管の切り替え時の濁水発生、国道部分の夜間工事での騒音など、住民の皆様にはご迷惑をお掛けいたしましたが、11 月末に無事竣工することができました。

水道料金の適正化につきましては、水道施設の整備に要する費用を確保し、損失を回避することで、安全で強靱な水道事業の持続化を目指すためには料金の改定が必要であることから、7 月 28 日に佐川町上下水道運営委員会に水道料金の改定について諮問をさせていただきました。7 月から 10 月にかけて合計 4 回の委員会が開催され、高い安全性が求められる水道施設の適切な更新、経営の安定化、また将来世代を含めた負担の公平性を図るといった視点から、慎重な審議が行われました。10 月 19 日には、委員長から「水道料金の改定については、令和 3 年 4 月から 20% の引き上げとすることを適当と認める。」との答申をいただきましたので、本定例会に「佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定について」を議案として提出させていただきます。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震に

よる断水などのリスクを軽減するとともに、安全で強靱な水道の持続化を目指し、適切な事業運営に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

初めに、学校と社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策について報告いたします。

小中学校と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室では、保護者のご協力を得ながら、3密を避け、マスクの着用や換気、消毒の励行など、感染防止対策を継続しております。

また、二学期は、何かと学校行事の多い時期ですが、運動会は昼までとし、ご来賓への案内を控えるなど、教育効果との両立も図りながら、簡素化に努めております。特に学校行事の中で感染拡大のリスクが大きい修学旅行につきましても、本年、策定いたしました「修学旅行における感染症予防対策方針」にのっとり、感染予防対策を行ったうえで、行き先を県内や四国内に変更して実施しております。

なお、町立学校の中には、修学旅行を来年度に延期する学校もあるため、今後につきましても安全確保に努めながら実施することを第一に考えてまいります。

次に総合文化センターの大規模改修について報告いたします。

本工事につきましては、6月12日に着工し、現在まで順調に工事が進んでおります。工事期間中は、普段、文化センターを利用しておられる皆様には、桜座や遊学館など、他の施設をご利用いただくなど、何かと不便な中で、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りして感謝申し上げます。

工事の完了は、来年3月の見込みとなっており、改修完了後は、より快適にご利用いただけるものと思っております。

次に、高知大学出前公開講座について、ご報告いたします。

「文教のまち佐川の人づくり」の取り組みの一つとしまして、今年で7年連続となります、高知大学出前公開講座を、町民の皆様を対象に11月10日、17日、26日の3日間開催いたしました。今年は3密を回避するため、会場を従来の名教館から桜座に移して開催いたしました。

今回の講座は、「私たちは宇宙をどのようにみてきたか？」と、「ニホンカワウソは日本固有種だったのか？」そして、「選挙制度からみた有権者の投票行動」の三つをテーマとし、定員30名で募集しまし

たところ、3日間で延べ63名の受講生があり、学ぶ意欲のある町民の皆様がたくさんいらっしゃることを実感いたしました。なお、講座を2回以上受講された20名の方には高知大学学長名の修了証書が授与されております。

来年度以降につきましても、ふるさと教育「さかわ未来学」の推進と併せ、アンケート調査の結果なども参考にしながら、町民の皆様の期待に応えることができる公開講座を開催したいと考えております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

高北病院の給食業務委託について報告いたします。

去る9月19日に給食業務委託プロポーザル審査委員会を開催し、日清医療食品株式会社を契約候補者に決定いたしました。

その後、交渉を行い、10月30日に契約を締結いたしました。契約期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間とし、年間契約金額は、税込みで4,902万4,800円となっております。今、勤務しております厨房職員は、現在の労働条件を確保したうえで、希望者全員が給食業務委託会社に採用されることとなりました。

令和3年4月1日からの給食業務委託が円滑に実施できるよう、12月から給食業務の点検や引き継ぎを開始いたしました。来年度からは給食業務が業務量に応じた効率的な人員体制で正確かつ迅速に、また、災害時等緊急時対応を適正に行うことができるよう最善を尽くしてまいります。

今後も、地域の皆様の期待に応える病院づくりに取り組んでまいりますので、引き続き、病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、補正予算案を含む議案が13件となっております。

ご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、陳情について、を議題といたします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

受理番号6号、7号を、総務文教常任委員会に付託します。

日程第 6、議案第 76 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）から、日程第 18、議案第 88 号、物品購入契約の締結について、まで、以上 13 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、議案について御説明申し上げます。

議案第 76 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 6,735 万 4 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 100 億 6,401 万 2 千円とするものであります。

議案第 77 号、令和 2 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 169 万 8 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 9,834 万 6 千円とするものであります。

議案第 78 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 652 万 1 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 8,506 万 9 千円とするものであります。

議案第 79 号、令和 2 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、業務の予定量の補正及び収益的収入支出予算の減額補正を行うもので、年間入院患者数を 3 万 1,390 人、年間外来患者数を 5 万 3,550 人、1 日平均入院患者数を 86 人、1 日平均外来患者数を 210 人、外来日数を 255 日に改め、収益的収入の既決予定額を 18 億 6,044 万 3 千円に補正するものであります。

議案第 80 号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、当条例が引用する、佐川町妊婦及び乳児一般健康審査実施要綱の要綱名及び雇用対策法の法令名が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 81 号、佐川町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の改正により地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われ、特例基準割合の引き下げ及び名称も改正されたことから関係する条例の一部を改正するものであります。

議案第 82 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の

制定につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に交付されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 83 号、佐川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法の改正により当条例が引用する条番号が繰り上げとなったことに伴い、必要な事項について条例の一部を改正するものであります。

議案第 84 号、佐川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、居宅介護支援事業所の管理者要件の改正及び適用の猶予に関する厚生労働省令が交付されたことに伴い、必要な事項について条例の一部を改正するものであります。

議案第 85 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、佐川町上下水道運営委員会からいただいた答申内容に基づき、現行の水道料金から 20% の引き上げを行うこと、及び使用水量の検針業務を毎月から隔月へと移行することに伴い、料金の算定方法を変更すること並びに、その他必要な改定を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 86 号、佐川町庄田大奈路地区飲料水供給施設新設事業分担金徴収条例の制定につきましては、佐川町が設置する飲料水供給施設の新設事業分担金を受益者から徴収することについて、必要な事項を定めるため新たに条例を制定するものであります。

議案第 87 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 2 年 11 月 30 日に入札を行いました、令和 2 年度佐川町避難所用パーティション調達業務の物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 842 万 1,600 円。契約の相手方は高知県高知市春野町仁ノ 1549 番地、株式会社中村防災サービス、代表取締役、中村彰宏でございます。

議案第 88 号、物品購入契約の締結につきましては、令和 2 年 11 月 30 日に入札を行いました、佐川町内小中学校電子黒板等整備事業の物品購入契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求め

るものであります。契約の方法は指名競争入札。契約金額は 4,240 万 5 千円。契約の相手方は高知県高知市鴨部 1—23—20、株式会社高知通信機、代表取締役社長、森本道義でございます。

以上が本定例会に提案させていただく付議事件でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課局長から説明をさせていただきますのでどうかよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私からは、議案第 76 号、令和 2 年度佐川町一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、主なものについて説明をさせていただきます。

補正予算書の 4 ページをお開きください。

4 ページは第 2 表、繰越明許費補正ということになっております。

6 款商工費、1 項商工費、事業名、花見事業の 200 万円、こちらのほうにつきましては、来年 3 月に事業が開始され、4 月に事業が終了となることから繰り越しをするものとなっております。

その下の 7 款土木費、1 項道路橋梁費、事業名、地方道路交付金事業の 5,850 万円につきましては年度内完了に向けて、発注の準備を進めていたところ、他団体の耐震補強工事の発注が重なり、工材の手配に時間を要することが判明し、単年度施行で完了することが困難となったため、年度をまたいだ工期を設定する必要性が生じたために繰り越しするものとなっております。

続きまして、5 ページをご覧ください。

5 ページのほうは第 3 表の地方債補正となっております。

上の段の表の 1、追加、起債の目的欄の河川改修事業につきましては、長竹川ほか 3 河川の護岸整備関係工事費の財源とするため追加をするものとなっております。限度額は 2 千万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては令和 2 年度一般会計の当初予算の地方債と同じ内容となっております。

その下の表の 2、変更、起債の目的欄の山地災害防止事業につきましては、小奥の被災箇所について本年度中に設計及び工事を予定しておりましたが、詳細設計に時間を要し県と協議の結果、来年度事業として要望し工事を実施することとしたため、財源としていた起債を減額するものとなっております。限度額を 3,500 万円減額し、300 万円に変更するものとなっております。

次に、事項別明細書の 14 ページ、15 ページをお開きください。14

ページ、15 ページになります。

14 ページ目一番上の表になります。

1 款、1 項、1 目議会費の補正額、△437 万 3 千円は議会タブレット導入に係る経費の減額となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度内の機器の調達が困難となり、来年度に実施することとしたことによる関連経費の減額となっております。

次に 15 ページ、15 ページの中ほどになります。

2 款、1 項、11 目新型コロナウイルス対策費、10 節需用費の 739 万 2 千円とその下の 17 節備品購入費の△739 万 2 千円は組み替えとなっております。拠点避難所で使用するパーティションを当初予定しておりました高さ 90 センチの段ボール製から、新型コロナウイルスなどの感染症対策として高さ 180 センチのポリ製に変更することにより、単価が減額となるため、消耗品で計上するものとしております。

続きまして、16 ページ、17 ページをお開きください。16 ページ、17 ページになります。

17 ページの上から 2 段目になります。

3 款、1 項、1 目社会福祉総務費の 19 節扶助費の説明欄、福祉医療費（重度）の 800 万円は、重度障害児者に対する医療費助成となっておりまして、医療費と療養費について予算執行状況から今後の必要見込み額について増額するものとしております。

その下の障害者医療の 450 万円は、更生医療の対象者がお亡くなりになったことによる 250 万円の減額と、育成医療について対象となる新生児に係る医療機関からの請求が医療機関の新型コロナウイルス感染症対応のためおくれ、本年度での支払いとなったことによる 700 万円の増額となっておりまして、差し引き 450 万円の増額となっております。

その 2 つ下になります、障害福祉サービス費の 856 万 5 千円は補装具申請者、生活介護、施設入所支援、自立訓練、利用者の増による増額となっております。

その下の段の 22 節、償還金利子及び割引料の説明欄、障害者自立支援給付費、国、県負担金返還金の 272 万 1 千円は障害者自立支援給付費について実績見込みに基づき交付決定され、翌年度の実績報告により精算されることとなっておりまして、令和元年度について過大交付となった国、県からの負担金の超過分を返還するものです。

その下の償還金利子及び割引料の 846 万 8 千円は、障害者医療費について実績見込みに基づき交付決定され、翌年度の実績報告により精算されることとなっており、令和元年度分について過大交付となった国、県からの負担金の超過分を返還するものとなっております。

その下の段の 2 目老人福祉費、18 節負担金補助及び交付金の説明欄、後期高齢者医療医療給付費負担金精算の 195 万 9 千円は令和元年度の後期高齢者医療の医療給付費の確定に伴い、負担金の精算を行うため増額するものとなっております。

その 2 つ下の段になります、5 目福祉施設費、19 節扶助費の説明欄、補装具給付等修理の 200 万円は障害者総合支援法に基づく経費となっており、申請件数が当初見込みより多くなっており、今後の実績見込み額により増額するものとなっております。

その 3 つ下の段になります。7 目介護保険サービス費、18 節負担金補助及び交付金の説明欄、地域介護・福祉空間施設整備等整備交付金の△458 万 4 千円は実績見込み額により減額するものとなっております。

続きまして 18 ページ、19 ページをお開きください。18 ページ、19 ページになります。

19 ページの上から 2 段目になります。3 項、2 目、児童福祉費、12 節、委託料の説明欄、私立保育所運営費の 650 万円は町内児童に係る町内私立保育所の運営費の増額となっております。

その下の広域入所分保育所運営費の 594 万円は町内児童の広域入所に係る他市町村私立保育所の運営費の増額となっております。

続きまして、同じページの一番下の段になります。

4 款、2 項、1 目清掃施設費、12 節委託料の説明欄、ゴミ収集委託料の△1,321 万 7 千円は一般廃棄物、収集運搬委託費の見積もり合わせの結果、不用となった額を減額するものとなっております。

続きまして 20 ページ、21 ページをお開きください。

21 ページの中ほどより下のほうになります。5 款、2 項、2 目林業振興費、14 節工事請負費の説明欄、山地災害防止公費の△6,998 万 5 千円は小奥の被災箇所について今年度中に設計及び工事を予定しておりましたが、詳細設計に時間を要し、県と協議の結果、来年度事業として要望し工事を実施することになったため、その工事費用を減額するものとなっております。

その下の段になります。6 款、1 項、1 目商工振興費の 12 節委託料等、14 節工事請負費に牧野公園トイレ・東屋工事新築工事関係経費といたしまして、設計委託料 514 万 8 千円と工事請負費 3,625 万 6 千円を計上しております。

また、長谷溪谷整備工事関係経費として、設計委託料 150 万円と工事請負費 600 万円も計上しております。

同じく、12 節委託料に牧野公園散策アプリ設計と委託料を 1,210 万円計上しております。

続きまして 22 ページ、23 ページをお開きください。

23 ページの上から 2 段目になります。7 款、1 項、2 目道路橋梁維持費、12 節委託料の説明欄、地域振興策の 300 万円は新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設に伴い、実施する予定の地域振興策に係る幹線道路の拡幅について、拡幅予定路線のうち 2 路線について現在の道路に隣接して家屋等があるため検討が必要であり、来年度の事業着手に向けて本年度内に概略設計を行い、ルート選定をするための委託料となっております。

その下の段になります。3 目道路橋梁新設改良費、14 節工事請負費の説明欄、町道改良等工事の△260 万円とその下の段になります 21 節補償補填及び賠償金の 260 万円は町道大平線道路拡幅工事の実施にあたって、支障となる電柱を移設するための組み替えとなっております。

その下の表になります。2 項、1 目河川総務費、14 節工事請負費の説明欄、地域振興策の 2 千万円は新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設に伴い実施する地域振興策に係る長竹川ほか 3 河川の護岸整備関係工事費となっております。

その 2 つ下の表になります。8 款、1 項、4 目災害対策費、10 節需用費の 579 万 1 千円と、その下の 17 節備品購入費の△579 万 1 千円は組み替えとなっております。先ほど説明いたしました新型コロナウイルス対策費で説明したことと同じく、拠点避難所で使用するパーティションを当初予定しておりました高さ 90 センチの段ボール製から、新型コロナウイルスなどの感染症対策として、高さ 180 センチのポリ製に変更することにより、単価が減額となるため、消耗品で計上するものとなっております。

続きまして、24 ページ、25 ページをお開きください。

25 ページの上から 2 段目の表になります。9 款、2 項、1 目学校

管理費、10 節需用費の説明欄、光熱水費の 209 万 3 千円は昨年度途中に設置いたしました空調機について年間を通じての電気料金の算定額不足や、新型コロナウイルス感染症対策として窓を解放したため、空調を利用したことなどにより年間見込額が不足するため、増額するものとなっております。

その下の段になります。14 節工事請負費の説明欄、尾小施設整備工事の 286 万円は尾川小学校につきまして、来年度の新 1 年生に情緒学級、知的学級の児童が入学するため、支援教室を開設する必要があること、及びその並びを 1、2 年生と同じ階にする必要があることから、現在、図書室として使用している教室を支援教室へ変更し、2 階の視聴覚室を図書室へ変更するための工事費となっております。

その下の段になります。2 目教育振興費、12 節委託料の説明欄、情報通信環境整備委託料の 3,088 万 5 千円とその下の段の 14 節工事請負費の説明欄、情報通信環境整備工事の△3,088 万 5 千円は組み替えとなっており、業務内容等を精査する中で、整備の内容が工事ではなく機器設置や設定であることがわかったため、工事請負費から委託料へ組み替えするものとなっております。

同じページの下から数えまして 6 段目になります。3 項、2 目教育振興費、12 節委託料の説明欄、情報通信環境整備委託料の 1,269 万 1 千円とその下の段の 14 節工事請負費の説明欄、情報通信環境整備工事の△1,269 万 1 千円は先ほど説明いたしました、小学校費と同様の組み替えとなっております。

続きまして 26 ページ、27 ページをお開きください。

27 ページの上から 1 段目になります。4 項、1 目社会教育総務費、12 節委託料の説明欄、山崎記念天文台案内板等設置の 150 万 3 千円とその下の段の 14 節工事請負費の説明欄、山崎記念天文台改修工事の 267 万 9 千円と、その下の段の 17 節備品購入費の 94 万 6 千円は天文台周辺に案内板を設置するとともに、天文台敷地内に夜間利用者のための安全柵を整備するものと、夜間利用者の不安解消のため、トイレの改修を実施するものと、利用者の学習用のためにプロジェクター等を購入するものとなっております。

歳出の説明は以上で終わります。続きまして主な歳入の説明をさせていただきます。10 ページ、11 ページをお開きください。10 ページ、11 ページになります。

11 ページの 1 番上の段になります。14 款、1 項、1 目民生費国庫負担金、1 節児童福祉負担金の説明欄、保育施設給付費の 581 万 7 千円は歳出で説明いたしました私立保育所運営費広域入所分保育所運営費に係る国の負担金となっております。

その下の段になります。2 節社会福祉費負担金の説明欄、自立支援医療費負担金の 225 万円は歳出で説明いたしました障害者医療に係る国の負担金となっております。

その下の障害者自立支援給付費負担金の 528 万 2 千円のうち、428 万 2 千円は歳出で説明いたしました障害福祉サービス費に係る国の負担金、残りの 100 万円も歳出で説明しました補装具給付等修理に係る国の負担金となっております。

その下の表になります。2 項、1 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉補助金の説明欄、認知症グループホーム等防災改修等支援事業の△458 万 4 千円は歳出で説明しました、地域介護福祉空間施設整備等整備交付金に係る国の交付金で、歳出の減額に伴い減額するものとなっております。

下から数えまして 5 段目になります。15 款、1 項、1 目民生費県負担金、1 節児童福祉費負担金の説明欄、保育所施設給付費の 248 万 5 千円は歳出で説明いたしました私立保育所運営費広域入所分保育所運営費に係る県の負担金となっております。

その下の段になります。2 節社会福祉費負担金の説明欄、障害者自立支援給付費負担金の 264 万 1 千円のうち、214 万 1 千円は歳出で説明しました障害福祉サービス費に係る県の負担金。残りの 50 万円も歳出で説明しました補装具給付等修理に係る県の負担金となっております。

下から 2 段目になります。2 項、2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金の説明欄、重度心身障害者医療費助成事業費補助金の 400 万円は歳出で説明しました、福祉医療費（重度）に係る県の補助金となっております。

続きまして 12 ページ、13 ページをお開きください。

13 ページの上から 3 段目になります。4 目農林水産業費県補助金、2 節林業費補助金の説明欄、高知県山地災害防止事業の△3,500 万円は歳出で説明いたしました、山地災害防止工事に係る県の補助金で、歳出の減額に伴い減額するものとなっております。

その 2 つ下の段になります。9 目商工費県補助金、1 節商工費補

助金の説明欄、高知県観光施設等緊急整備事業費補助金の 4,408 万 6 千円は県からの補助金となっておりまして、歳出で説明をいたしました牧野公園トイレ・東屋新築工事関係経費への補助金、3,566 万 9 千円と、長谷溪谷整備関係経費への補助金 500 万円と、山崎記念天文台整備関係経費への補助金 341 万 7 千円となっております。

その下の表になります。18 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の 4,889 万 7 千円は今回の補正における歳入の不足額を、財政調整基金から繰り入れを行うものとなっております。

その下の表になります。21 款、1 項、1 目土木債、3 節河川債の説明欄、緊急自然災害防止対策事業債の 2 千万円は歳出で説明いたしました長竹川ほか 3 河川の護岸整備関係工事費の財源とする起債となっております。

その下の段になります。5 目農林水産業債、2 節林業債の説明欄、緊急自然災害防止対策事業債の△3,500 万円は歳出で説明いたしました山地災害防止工事の財源とする起債で、歳出の減額に伴い減額するものとなっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

ここで 10 時 35 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前 10 時 35 分

議長（岡村統正君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明を求めます。

町民課長（和田強君）

おはようございます。それでは、私のほうから議案第 77 号、令和 2 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。

補正予算書の事項別明細書 10 ページ、11 ページをお開きください。

まず、1 番上の段の表になります。1 款、1 項、1 目一般管理費、12 節委託料につきましては、国保情報データベースシステムというものの改修委託費用として、7 万 7 千円の増額補正を行うものです。

その次の表、2 款、5 項、1 目葬祭費、こちらにつきましては、今年度の給付見込みによりまして、12 名分の 36 万円の増額補正を行うものです。

で、3 番目の表、8 款、2 項、1 目予備費、こちらにつきましては、補助金等の関係で財源内訳の変更に伴いまして、予備費 126 万 1 千円の増額補正を行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページ戻りまして 8 ページ、9 ページをお開きください。

まず、1 番上の表、1 款、1 項、1 目一般被保険者国民健康保険税の 1 節医療給付費分現年課税分と、3 節介護納付金分現年度課税分、こちらにつきましては、コロナウイルスの感染症対応として減免しました保険税のうち、国民健康保険災害等臨時特例補助金で賄われる分を減額するものです。

で、真ん中の表、5 款、1 項、1 目一般会計繰入金の 3 節職員給与等繰入金、こちらにつきましては、財源内訳、今回の補正に伴いまして財源内訳の再確認を行いまして、歳入額とこの職員給与等の歳出額が過小になっておりましたので、その分を修正、補正させていただきます。

で、6 節事務費繰入金、7 万 7 千円、こちらにつきましては、歳出のほうで説明させていただきました、国保情報データベースシステムの改修費用に一般会計のほうから繰り入れいただくものです。

下の端の表、8 款、2 項、4 目国民健康保険制度関係補助金、174 万 1 千円。こちらにつきましてはひとつは国民健康保険システムの改修費用として国庫補助金 145 万 2 千円が交付されることになりましたので、その分の増額と国民健康保険災害等臨時特例補助金、こちらの 28 万 9 千円、この合計金額を補正させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。議案第 78 号、令和 2 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の御説明をさせていただきます。

補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出の事項説明書になっております。

まず、1 段目の 1 款、1 項、1 目一般管理費 132 万円の補正につきましては令和 2 年度の介護保険制度改正に伴いますシステム改修の費用でございます。それから、3 款、2 項、2 目包括的支援事業

費、この補正につきましては地域包括支援センター系の事務費の組み替えとなっております。

続いて、3段目の3款、3項、1目介護予防・生活支援サービス事業費、それから介護予防ケアマネジメント事業費、それからその次の段の3款、5項、1目審査支払手数料、これらの補正につきましては訪問型・通所型・生活支援サービスが当初予算より利用が増えておりまして、その利用に伴います増額補正となっております。

最後に、7款、1項の関係、1目の第一号被保険者還付加算金、それから2目の償還金、この補正につきましては新型コロナウイルスの影響による減収に伴う介護保険料還付対応によりましての増額補正となっております。

続きまして歳入になりますが、戻りまして8ページ、9ページをお開きください。

まず1段目の3款、2項、4目の介護保険事業費の66万円の補正につきましては歳出で御説明いたしましたシステム改修に係る国庫補助金2分の1の補助金66万円となっております。

それ以外のその次の6目の地域支援事業交付金から7款、1項の一般会計繰入金、ここまですべてにつきましては歳出の御説明いたしました地域支援事業の訪問型・通所型・生活支援サービスの利用増額に伴いましての増額に対応してそれぞれの国、県、支払基金、町の一般会計繰入金を法定負担割合に伴いまして補正をしております。

最後の7款、2項、1目介護保険事業運営基金繰入金、129万6千円につきましては一般財源として充当する部分で、財源不足額のほうを基金の繰入金から対応しているものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

病院事業副管理者兼事務局長（渡辺公平君）

おはようございます。議案第79号、令和2年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をさせていただきます。

予算書の、補正予算書の1ページをご覧ください。

まず、第2条、業務予定量の補正でございます。新型コロナ関係で入院患者、外来患者減少しておりまして、上半期の実績が出たところでございます。こういった中でも8月9月は若干の上昇傾向がありまして、こういったことを踏まえて年間の患者数を推計してございます。

年間入院患者数は当初より1,460人の減で、3万1,390人を見込

んでございます。年間外来患者数は 5,190 人の減で 5 万 3,550 人を見込んでございます。平均入院患者数、これは当初 90 人でしたが、4 名の減の 86 人を、1 日あたり 86 人を見込んでございます。

外来患者数につきましては、外来患者診察日は当初土曜日を週に 2 回、いや、月に 2 回診察する予定でございましたが、常勤医師の減によりまして、月に 1 回にしております。そのため、12 日の減になりまして、255 日でございます。患者数につきましては 10 名の減の 210 名という 1 日あたり 210 名を見込んでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の補正につきましては 6 ページをご覧になってください。

まず、6 ページ、収入の部で病院事業収益、先ほど言いましたことで、2,607 万 7 千円の減額で、18 億 6,044 万 3 千円の減額補正でございます。この中で医業収益につきましては、先ほど申しましたように入院収益を 3,660 万円減じて、8 億 1,010 万円。外来収益は 3,930 万円減じて 4 億 3,650 万円。医業収益合計しまして 7,590 万円減じて、13 億 2,450 万円でございます。

医業外収益につきましては補助金がございます、4,982 万 3 千円の増額補正をしまして、6,996 万 6 千円です。医業外収益合計では 4,982 万 3 千円の増で、3 億 2,978 万 3 千円となっております。

補助金の内訳につきましては、県の補助金がまず 1,263 万ございます。これは新型コロナウイルスへの対策事業補助金、これは疑い患者の病床確保支援事業補助金でございます。1,263 万円です。それから国庫補助金としまして、3,719 万 3 千円ございます。まず、ひとつめが感染症疑い患者の受け入れの救急・小児医療体制確保事業補助金ということで、支援補助金でございます。2 千万円。また、発熱外来診療体制確保支援補助金として 1,710 万 6 千円。こういったのを合わせまして 3,719 万 3 千円の国庫補助金でございます。合計しまして 4,982 万 3 千円の補助金となっております。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

私から議案第 80 号と議案第 81 号の説明をさせていただきます。

まず、最初に議案第 80 号になります。議案第 80 号は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定ということになっております。

この条例におきまして引用する佐川町妊婦及び乳児一般健康診査実施要綱、こちらのほうの要綱名及び雇用対策法の法令名が改正されたことに伴いまして、今回条例の一部を改正するものということになっております。この条例の別表第1と別表第2の中に「佐川町妊婦及び乳児一般健康診査実施要綱による妊婦及び乳児一般健康診査の実施に関する事務」という記述がございます。その記述のうち、妊婦とあるところが妊産婦というふうに改正されまして、要綱名が変わったことから改正するものということになっております。

また、別表第2の中に雇用対策法という記述がございます。この雇用対策法につきましても法令名が変わりましたので、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」こちらのほうに改正するものということになっております。

続きまして議案第81号の説明をさせていただきます。議案第81号は佐川町介護保険条例等の一部を改正する条例の制定となっております。こちらのほうは地方税法が改正されまして、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われました。そして特例基準割合の引き下げ及び名称も改正されたことから、関係する条例の一部を改正するものということになっております。

今回の議案第81号、この条例によりまして改正する条例は3つございます。3つの条例について一部を改正するという内容になっております。第1条のほうで佐川町介護保険条例、第2条のほうで佐川町後期高齢者医療に関する条例、第3条のほうで佐川町病院事業薬剤師人材育成奨学金貸与条例、この3つの条例を今回の一部改正条例で改正するものとなっております。改正の内容につきましては先ほども言いました3つの条例とも同じ内容となっておりますので、本日お配りさせていただいております参考資料議案第81号のほうで説明をさせていただきます。

議案第81号、先ほども言いましたように同じような改正の内容になっておりますので、81号の1枚目になります。1枚目に第1条、佐川町介護保険条例、こちらのほうで説明をさせていただきます。資料左側のほうが現行となっております。現行の下線を引いた部分、線を引いた部分、上のほうから「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」というものを資料右側の改正後案の下線を引いた

部分、「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」こちらのほうに改めるということになっております。

また、同じく資料左側の現行の下線を引いた部分のその下のほうになりますけど、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を削り、同じく先ほどにも言いました資料左側、こちらのほう現行の下線を引いた部分、当該特例基準割合適用年と同じくその下のほうに特例基準割合というのがございます。それを資料右側の改正後案の下線を引いた部分の「延滞金特例基準割合」こちらのほうに改めるということになっております。

私のほうの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。
税務課長（田村秀明君）

それでは私のほうから議案第82号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきます。

この改正は地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に交付されたことに伴い改正するものでございます。参考資料で説明させていただきますので、参考資料議案第82号関係をご覧ください。

今回の改正は個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直しとなります。

資料中ほど2の制度の内容でございますが、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、給与所得控除や公的年金等控除の金額が10万円引き下げられたものを基礎控除額に振り替えなどを行って、国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないようにするものでございます。そのため、国民健康保険税の減税対象となる所得基準について資料の右下にあります緑の枠になります現行の軽減判定所得7割、5割、2割、軽減基準額の基礎控除額33万円から右側の改正後の枠、基礎控除額を43万円に引き上げることにくわえて、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に、10万円を乗じて得た金額を加えることで改正後においても不利益が生じないようにするものです。

資料の次のページ、2ページから7ページにつきましては新旧対照表となっております。条例の施行日は令和3年1月1日です。

以上で、議案第82号の説明を終わります。よろしくお願いいたします

す。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは議案第 83 号及び議案第 84 号について御説明をいたします。まず、議案第 83 号、佐川町特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

参考資料をお配りしておりますのでご覧いただきたいと思います。今回の改正につきましては子ども子育て支援法の改正によりまして、本条例の第 23 条、失礼いたしました。第 2 条、第 23 号で引用しております条文の番号が繰り上がったため、改正するものでありまして、条例の内容そのものについて改正するものではございません。以上でございます。

それから次に、議案第 84 号、佐川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

これも参考資料の新旧対照表をお配りしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

この今回の改正につきましては居宅介護支援事業所の管理者要件に関する厚生労働省令の改正に伴うものとなっております。

まず、附則の改正についてご覧いただきたいと思います。附則の改正につきましては管理者要件が主任介護支援専門員とされていることにつきまして、人材確保が困難となっている状況から、適応を猶予する経過措置期間を平成 33 年、つまり令和 3 年 3 月 31 日からさらに 6 年間延長して令和 9 年 3 月 31 日までとするものになっております。

それから上にいきまして、第 7 条の改正につきましては第 7 条第 2 項の改正ですが、主任介護専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、経過措置期間に関わらず主任介護支援専門員を要さず介護支援専門員を管理者とする取り扱いを可能とするといった内容になってございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

建設課長（池内伸雄君）

私のほうから議案第 85 号、議案第 86 号を続けて説明させていただきます。

まず、議案第 85 号、佐川町給水条例の一部を改正する条例の制定

について説明をさせていただきます。

この条例は本年 7 月 28 日付で佐川町上下水道運営委員会に対しまして水道料金改定率及び改訂時期について諮問をさせていただき、運営委員会におきまして高い安全性が求められる水道施設の適切な更新、経営の安定化、また将来世帯を含めた負担の公平性を見据え、慎重な審議が行われ、10 月 19 日に運営委員会委員長から「水道料金改定率については 20%の引き上げとすることを適当と認める。改訂時期につきましては令和 3 年 4 月 1 日とすることを適当と認める。」との答申をいただきましたことを受けて、必要な改訂を行うため条例の一部を改正するものであります。

本日配付をさせていただいております参考資料議案第 85 号関係、新旧対照表をご覧ください。左側現行、右側が改正後（案）となっております。今回の主な改正につきましては、第 26 条の料金、第 27 条の料金の算定となっております。

2 ページ目から 3 ページ目にかけてをあわせてご覧ください。

第 26 条の料金につきましては同条第 1 号の基本料金及び超過料金、同条第 2 号のメーター使用料を 20%の引き上げとすることを適当と認めるとの答申内容に基づき表のとおり改正するものであります。

第 27 条の料金の算定につきましては経費削減の取り組みとしまして、水道メーター検針回数を毎月検針から隔月検針に移行いたしますことから水道使用者の負担増とならないようにするため、隔月検針への移行後は仕様水量を各月均等とみなして算定し、毎月請求ができるようにその方法について必要な改正を行うものであります。

その他の条項につきましては水道料金改訂による改正にあわせて、他自治体の関係条例を参考に必要な改正を行うものであります。

なお、附則で施行期日をこの条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行すると定めております。

続きまして、議案第 86 号、佐川町庄田大奈路地区飲料水供給施設新設事業分担金徴収条例の制定について説明をさせていただきます。議案本文をご覧ください。

提案説明でもありましたように、この条例は佐川町が設置する飲料水供給施設の新設事業分担金を受益者から徴収することについて必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第 2 条につきましては分担金についてを規定しており、分担金は

事業に係る工事費のうちで宅内給水支管を除く工事に要する費用に充当するように定めております。第2条につきましては分担金の額、及び受益者の範囲についてを規定しており、詳細は裏面の別表に示しております。裏面をご覧ください。

別表第4条関係、施設の名称は佐川町庄田大奈路地区飲料水供給施設。単位は1世帯、金額は10万円。受益者の範囲は佐川町庄田大奈路地区飲料水供給施設利用者と定めております。

なお、附則でこの条例は交付の日から施行すると定めております。

この事業につきましては来年1月末の完成に向けて現在工事を進めているところであり、受益戸数については4戸となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

私から議案第87号、物品購入契約につきまして説明をさせていただきます。

今回購入を予定しておりますのは避難所用のパーティションということになっております。契約の目的、契約の方法、契約金額、契約の相手方は町長の提案説明のとおりでございます。

参考資料議案第87号関係で御説明をさせていただきますので、参考資料のほうの御用意をよろしくお願いいたします。

参考資料議案第87号関係、こちらのほうにあります1につきましては今回の入札の結果ということになっております。その下の2につきましては契約金額ということになっております。その下の3につきましては納入期限ということになっておりまして、令和3年3月31日までに納入するということになっております。

1枚めくっていただきまして、2枚目からはパーティションの内容ということになっております。大変申し訳ございません、白黒でちょっと見にくいような内容になっておりますけれど、この2枚目のほうにつきましては三方をカーテンで仕切って前面のカーテンを開放しておる写真ということになっております。イメージ的にはこのような形で十分なスペースの確保もできるような内容になっております。

その2ページ目の裏面、両面印刷の裏面を見ていただきたいと思います。今回のこのパーティションは新型コロナウイルスなどの感染症対策といたしまして、高さが2タイプございましたが、高さ180

センチメートルのポリ製、こちらのほうを購入することとしております。こちらのほうにつきましてはポリ製でありまして、持ち運びが非常に楽なものになっております。あと、組み立てにつきましてはこの２ページ目の裏面の下のほうにありますように、ポリ製のパイプを組んでいくものでありまして、１人で十分に組み立てができるということで、持ち運び、組み立て、こちらにつきましては非常に簡単なものということになっております。また、間仕切りのカーテンを取り付けるということで、プライバシーの確保にもなるというものであります。

３枚目のほうをご覧ください。こちらの３枚目のほうは使い方もいろいろということでもあります。先ほどの１枚目にありましたように、ちょっとこちらのほう見づらいですが、フロントオープンというのは前の部分を全部カーテンを取るなり、カーテンを引いていただければそれでオープンになるということです。となりのバリアフリーというのは、こちらのほうはこのパイプを自由に組み合わせることで、車椅子利用の方が入るときにはそのパイプの一部分をつけないということも可能であります。そうなれば床面に凹凸がありませんので、そのままこちらのスペースのほうに入れるということで、バリアフリーのほうにも対応しております。あと、フロントの部分を半分オープンにすることもできますし、それぞれの用途に合わせてコの字型にオープンすると、いろんな用途に対応することが可能というパーティションになっております。

今回はこのパーティションにつきまして昨年度避難所運営マニュアルを策定いたしました佐中、文化センター、そして斗賀野小学校の避難所などのほうに配備する予定としております。このパーティションを今回 660 セット購入するという契約の議案になっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育次長（吉野広昭君）

私のほうからは議案第 88 号について御説明をさせていただきます。

議案第 88 号、物品購入契約の締結につきましては佐川町内小中学校電子黒板等整備業務に伴う契約となります。内容としましては、町立の学校へ電子黒板 64 台とスタンド、各校あたりパソコン 3 台をパソコンが未整備であった特別教室に設置するためのもので、11 月

30 日に行われました指名競争入札の結果を受け、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、お諮りするものです。

契約の相手方は高知県高知市鴨部 1—23—20、株式会社高知通信機、代表取締役、森本道義で契約金額は 4,240 万 5 千円です。

参考資料議案第 88 号関係をご覧ください。

落札額につきましては 1 枚目の①に記載のとおり、税抜きで 3,855 万円となっております。物品購入契約額につきましては②記載のとおり、4,240 万 5 千円となります。③につきましては今回購入いたします電子黒板の台数及び学校別の台数等を記載しております。なお、納期につきましては⑤に記載のとおり、令和 3 年 3 月 31 日です。

2 枚目をご覧ください。2 枚目につきましては今回購入いたします機器の写真を添付しております。3 枚目につきましては、入札の結果を添付しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

以上で、議案第 76 号から議案第 88 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の会議を 7 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会 午前 11 時 15 分